

奈良県広域水道企業団運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 2 4 号

奈良県広域水道企業団運営協議会規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団運営協議会規則（令和 6 年 1 1 月規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「事務局」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。